

兵庫県公報

平成24年10月5日 金曜日 第2429号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ ふ化業者の登録（畜産課）	1
○ 漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	1
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	2
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要（東播磨県民局）	3
正 誤	
○ 平成24年9月28日付け兵庫県公報第2号外中	3

告 示

兵庫県告示第1304号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者として次のとおり登録した。
平成24年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
24兵第1号	平成24年9月29日	株式会社城山種鶏場 加古川市志方町岡504番地の1	株式会社城山種鶏場 加古川市志方町岡504番地の1

兵庫県告示第1305号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
釜口区域	総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業	平成24年9月18日

兵庫県告示第1306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年10月5日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年10月5日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 長谷市川線	神崎郡神河町長谷字ホキ1343番38から 同 郡同 町長谷字ホキ1343番1まで	旧	10.0から 11.0まで	39.0	
		新	11.0から 25.0まで	39.0	



兵庫県告示第1307号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年10月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画地区計画	トアロード地区地区計画
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	浜風町1街区地区計画
宝塚市	阪神間都市計画地区計画	清荒神参道地区地区計画
加古川市	東播都市計画特別用途地区	
三木市	東播都市計画地区計画	緑が丘町本町地区地区計画
南あわじ市	南あわじ都市計画公園	7.4.1号若人の広場公園



兵庫県告示第1308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年10月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画特別用途地区	
同 市	神戸国際港都建設計画臨港地区	神戸港臨港地区
同 市	神戸国際港都建設計画道路	3.3.3号神戸母里線ほか33路線
同 市	神戸国際港都建設計画公園	4.4.13号ポートアイランド南公園
同 市	神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業	西神地区新住宅市街地開発事業
同 市	神戸国際港都建設計画地区計画	ポートアイランド中央地区地区計画
三 田 市	阪神間都市計画第一種市街地再開発事業	三田駅前Bブロック地区第一種市街地再開発事業
宝 塚 市	阪神間都市計画地区計画	中山桜台1丁目地区地区計画
同 市	同 上	宝塚山手台地区地区計画
三 木 市	東播都市計画用途地域	



兵庫県告示第1309号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年10月5日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24西播位置 0008号	24. 9. 19	たつの市龍野町堂本字下長堀77番4	4.00~4.04	6.04
第H24西播位置 0005号	24. 9. 20	同 市龍野町片山字ヒへ田470番5の一部	4.70	32.76

公 告

大規模小売店舗に対する市町等の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月5日

東播磨県民局長 福田好宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) 新明舞センター
 所在地 明石市松が丘二丁目11番1の一部
- 2 同法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要
 - (1) 来客車両及び搬出入車両等について、その全てを市道朝霧101号線において処理する計画となっていることから、交通安全対策に努めること。また、当該道路は以前から来客者の駐停車が慢性的に発生しており、(仮称) 新明舞センターへの建替え後は、さらなる悪化が懸念されることから、その対策に努めること。
 - (2) 事業系ごみの減量に努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 平成24年10月5日から1月間

正 誤

○平成24年9月28日付け（兵庫県公報第2号外）

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年兵庫県規則第44号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
3	下から6	西宮今津出在家町	西宮市今津出在家町